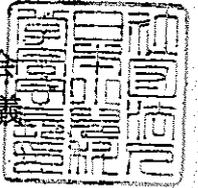


平成 13 年 11 月 26 日

厚生労働省医政局長
篠崎英夫 殿

社団法人 日本小児科学会
会長 柳澤正 義



卒後臨床研修義務化に伴う総合研修における小児科必修の要望

平成 16 年度から、医師として医療活動を行う前提条件として卒後臨床研修が義務づけられる方針が具体化されることに関し、日本小児科学会は下記のごとく小児科研修の必修化を要望いたします。

本来医療は医学の社会への還元であり、その社会が最も必要とするものを提供するのが、医学・医療に携わる者の義務であります。しかしながら、昨今の本邦の医療全般は過度の専門化の傾向が強まり、社会が求めているプライマリケアの提供に齟齬をきたしている問題点が指摘されております。そのプライマリケアの根幹をなすのが、患者の心身の異常を包括して診る内科と小児科であります。

その中で小児医療を取り巻く環境は少子化や不採算性などさまざまな要因による小児科医の減少傾向、それに伴い一人の小児科医への負荷の増大がさらに小児科医の減少をもたらすという悪循環に陥入り、小児への適切なプライマリケアを提供することが困難となっております。それ故に、現在社会問題にさえなっている小児救急医療や学校保健における小児の問題等に対し、現在の小児科医のみでは対応しきれない状態が作り出されております。

21 世紀を担う小児に適切な医療を提供することは、我々医療提供者全員の義務であります。上記のような現状に鑑み、医療の第一線に立つすべての医師がその基礎的素養の一端として、小児のプライマリケアを研修する意味は極めて大きいと考えます。日本小児科学会は、小児科の研修を提供する施設の多くがその教育担当者の数に厳しい制約がある現実を知りながらも、明日の日本を担う小児により適切な医療が施されるために小児医療の専門家としての責任を果す所存であります。

以上のような理由から、日本の医療の歴史に残る大転換となる臨床研修の義務化において、小児科研修が必修科目としてプログラムに組み入れられることを切に要望するものであります。